

令和6年度 教育委員会

(第3回定例会)

開催日 令和6年6月6日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 6 年度 6 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 6 年 6 月 6 日(木)午後 2 時 00 分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6 月議事録：三井委員、高野職務代理)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・報告第 2 号：令和 6 年笛吹市議会第 2 回定例会提出議案等について
 - ・報告第 3 号：新学校給食センター建設について
 - ・議案第 1 号：笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策
補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
 - ・議案第 2 号：令和 7 年度県教育施策及び予算に関する要望書について
 - ・議案第 3 号：笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則
について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 6 年 7 月 4 日(木)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第2号（6月）

令和6年笛吹市議会第2回定例会提出議
案等について

教育委員会

令和 6 年笛吹市議会第 2 回定例会会期日程

○会 期：令和 6 年 6 月 1 0 日（月）～ 6 月 2 6 日（水） 1 7 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6 月 3 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
1 0 日	月	本 会 議	午後 1 時 30 分	・ 市長行政報告 ・ 提出議案説明
1 1 日	火	休 会		
1 2 日	水	休 会		
1 3 日	木	休 会		
1 4 日	金	休 会		
1 5 日	土	休 会		
1 6 日	日	休 会		
1 7 日	月	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
1 8 日	火	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 （予備日）
1 9 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査
2 0 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査
2 1 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会（予備日）
2 2 日	土	休 会		
2 3 日	日	休 会		
2 4 日	月	休 会		
2 5 日	火	休 会		
2 6 日	水	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・ 各委員会の審査報告 ・ 討論・採決

令和6年笛吹市議会第2回定例会 議案一覧表(令和6年6月10日提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
1	報告第4号	令和5年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課
2	報告第5号	令和5年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課
3	報告第6号	令和5年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について	業務課
4	報告第7号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について	業務課
5	報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	建設総務課
6	報告第9号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について	財政課
7	議案第53号	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	子育て支援課
8	議案第54号	笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について	まちづくり整備課
9	議案第55号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について	財政課
10	議案第56号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
11	議案第57号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
12	議案第58号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	財政課
13	議案第59号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について	財政課
14	議案第60号	令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について	業務課
15	議案第61号	令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について	業務課
16	議案第62号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	業務課
17	議案第63号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	業務課
18	議案第64号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について	業務課
19	議案第65号	児童発達支援センターの民設民営に伴う市有地の無償貸与について(債務)	障害福祉課
20	議案第66号	契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))	教育総務課

令和6年笛吹市議会第2回定例会 議案一覧表(令和6年6月10日提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
21	議案第67号	契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))	教育総務課
22	議案第68号	契約の締結について(石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事)	生涯学習課
23	議案第69号	動産の取得について(指定避難所防災物品購入)	防災危機管理課
24	議案第70号	動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(1期))	管財課
25	議案第71号	動産の取得について(救助工作車Ⅱ型購入(明許))	消防課

令和 6年度 6月補正 予算見積総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	281					281
学校教育課	12,999					12,999
生涯学習課	1,605			5,700	△ 4,205	110
文化財課	4,061					4,061
図書館	4,716					4,716
部（局）計	23,662	0	0	5,700	△ 4,205	22,167

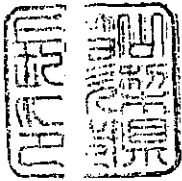
議案第 66 号

契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)
- 2 施行箇所 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校
- 3 請負金額 金 1,375,000,000 円(税込み)
- 4 請負業者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体
(代表構成員) 山梨県笛吹市御坂町井之上 1511
株式会社 飯塚工業
代表取締役 飯塚 潤
(構成員) 山梨県笛吹市御坂町金川原 850-1
株式会社 地場工務店
代表取締役 地場 亜希子

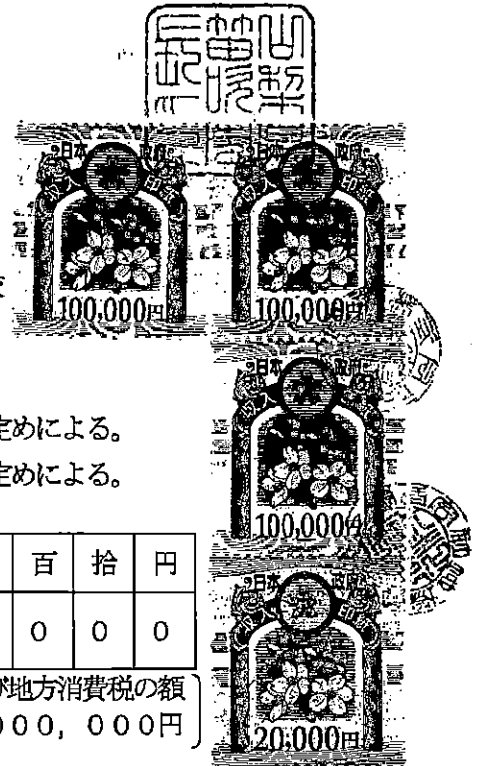
提案理由

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書

- 1 契約番号 5061000014
- 2 工事名 御坂中学校校舎改築工事（建築主体）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和 7年 8月 20日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。



6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	3	7	5	0	0	0	0	0	0

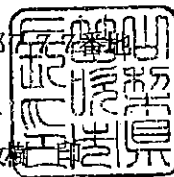
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金125,000,000円

- 7 契約保証金 保証保険等(金137,500,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、部分払5回以内 又は 中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおりに

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（仮契約日） 令和 6年 5月 27日

発注者 住所 山梨県笛吹市石和町市部757番地
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

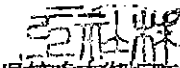


受注者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体

代表構成員 住所（所在地） 山梨県笛吹市御坂町井之上1531番地
商号又は名称 株式会社 飯塚工業
代表者職氏名 代表取締役 飯塚 潤

構成員 住所（所在地） 山梨県笛吹市金川原850-1
商号又は名称 株式会社 地場工務
代表者職氏名 代表取締役 地場 亜紀子

（議決日） 令和 年 月 日



議案第 67 号

契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

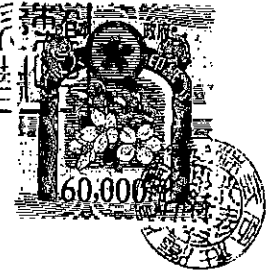
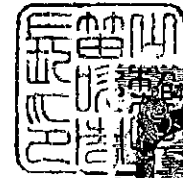
- 1 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)
- 2 施行箇所 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校
- 3 請負金額 金 159,500,000 円(税込み)
- 4 請負業者 山梨県笛吹市八代町南 755-1
株式会社 滝沢電気
代表取締役 滝沢 真一

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5061000011
- 2 工事名 御坂中学校校舎改築工事（電気設備）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和 7年 8月20日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	5	9	5	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 14,500,000円〕

- 7 契約保証金 保証保険等（15,950,000円）
- 8 支払条件 前金払40%以内、又は中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（仮契約日） 令和 6年 5月27日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市郷
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



受注者 住 所 笛吹市八代町南755-1
商号又は名称 株式会社 滝沢電気
代表者職・氏名 代表取締役 滝沢 真一



（議決日） 令和 年 月 日



議案第 68 号

契約の締結について(石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他
工事)

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工 事 名 | 石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事 |
| 2 | 施行箇所 | 笛吹市石和町広瀬 588 番地 石和中央テニスコート |
| 3 | 請負金額 | 金 185,735,000 円(税込み) |
| 4 | 請負業者 | 住 所 山梨県笛吹市八代町北 3360 番地
名 称 矢崎興業株式会社
代表者氏名 代表取締役 矢崎 攻 |

提案理由

石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事の請負契約を締結したいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5061000012
- 2 工事名 石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事
- 3 工事場所 笛吹市石和町広瀬588番地 石和中央テニスコート
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和7年1月31日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	8	5	7	3	5	0	0	0

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
¥16,885,000円

- 7 契約保証金 保証保険等(18,573,500円)
- 8 支払条件 前払金 適用(40%以内) 部分払 5回以内 及び完成払
中間前払 適用
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和6年5月27日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下政樹 印

受注者 住 所 山梨県笛吹市八代町北3360

商号又は名称 矢崎興業株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 矢崎 攻 印

(議決日) 令和 年 月 日

報告第3号（6月）

新学校給食センター建設について

教育総務課

新学校給食センターの建設について

1 経過

市内 8 カ所の給食調理場のうち、御坂学校給食共同調理場・八代学校給食センター・境川小学校調理場・芦川小学校調理場の 4 施設は、それぞれ竣工から長期間が経過しており、老朽化に伴う修繕が増加しているため、安全で安心な給食の安定的な提供に支障が発生する恐れが増大しています。

施設名称	竣工年度	経過年数
御坂学校給食共同調理場	平成 11 年	25 年
八代学校給食センター	平成 16 年	20 年
境川小学校調理場	昭和 60 年	39 年
芦川小学校調理場	昭和 49 年	50 年

境川小学校調理場と芦川小学校調理場は、現在の学校給食法に定める衛生管理基準を満たしておらず、基準を満たす施設を建設する場合は、より広い敷地が必要となるため、現在の場所では施設の更新はできません。また、食物アレルギー対応による除去食の提供を行うための施設改修もできません。

以上のことから、個別施設計画に基づき 4 カ所の調理場施設を統合した新学校給食センターを建設することとし、建設予定地を八代町南地内の八代南森之上多目的広場及び市営八代森之上住宅地としました。

2 新学校給食センター建設の方針

- (1) 対象校 7 校（御坂西小学校・御坂東小学校・御坂中学校・八代小学校・浅川中学校・境川小学校・芦川小学校）
- (2) 最大調理能力 2,200 食/日（炊飯あり）
- (3) 調理品数 5 品目/日（主食・主菜・副菜・汁物・デザート）
- (4) 食物アレルギー除去食調理能力 7 品目（卵・乳・えび・かに・そば・落花生・くるみ）、対象者見込 30 人
- (5) 災害時対応能力 1,000 人・3 食・3 日間（炊飯と汁物）
- (6) オール電化設備（自家発電設備併設）

3 新学校給食センター建設のスケジュール

令和 6 年度：関係者への説明

令和 7 年度：プロポーザルによる厨房機器の選定

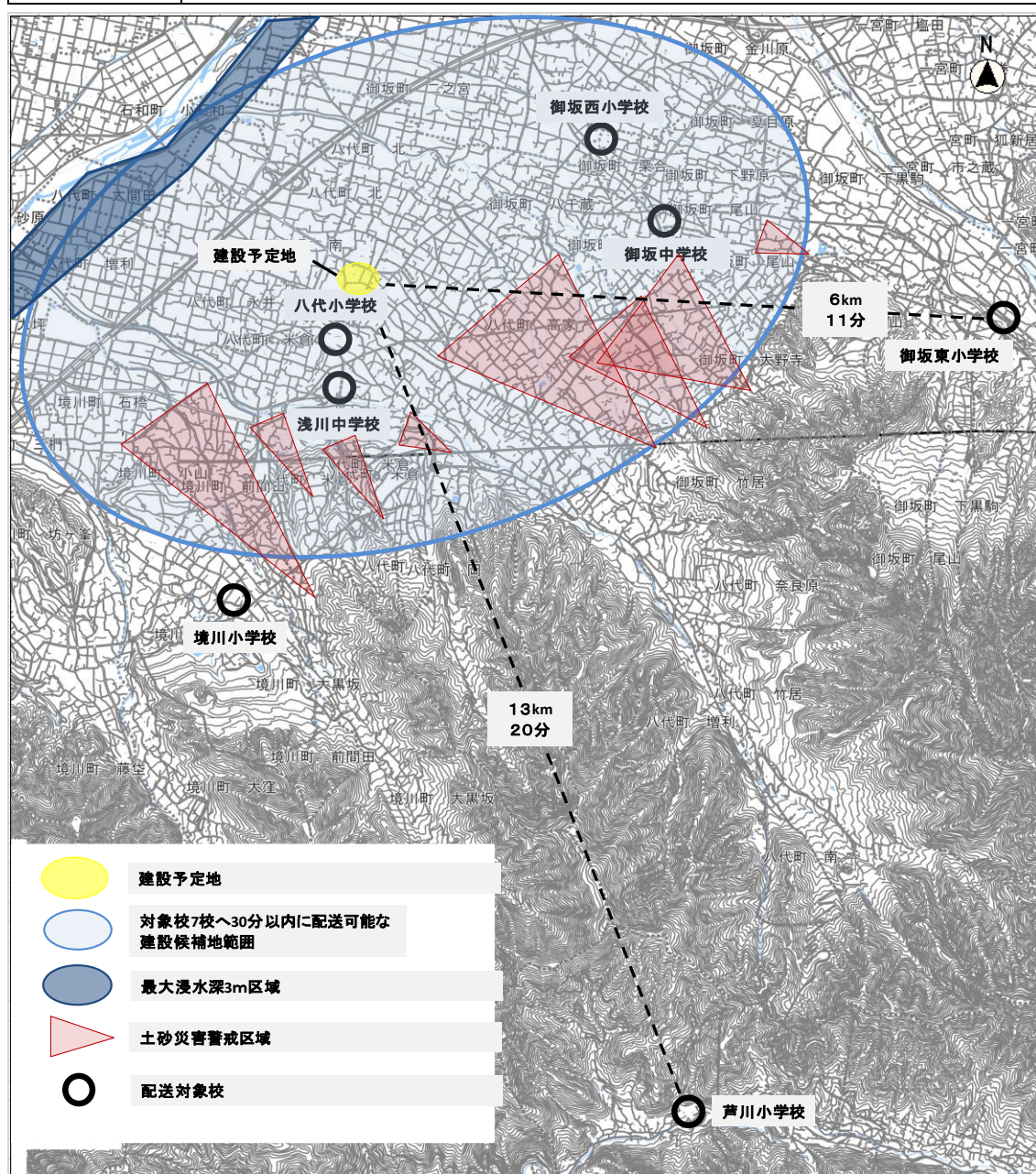
令和 8 年度：設計

令和 9 年度：工事

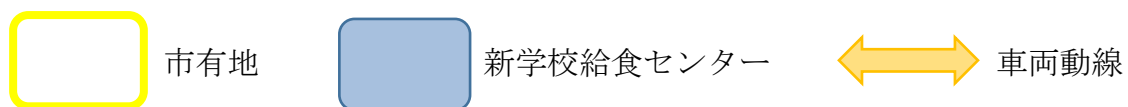
令和 10 年度：3 学期から稼働開始

4 新学校給食センター建設予定地選定条件

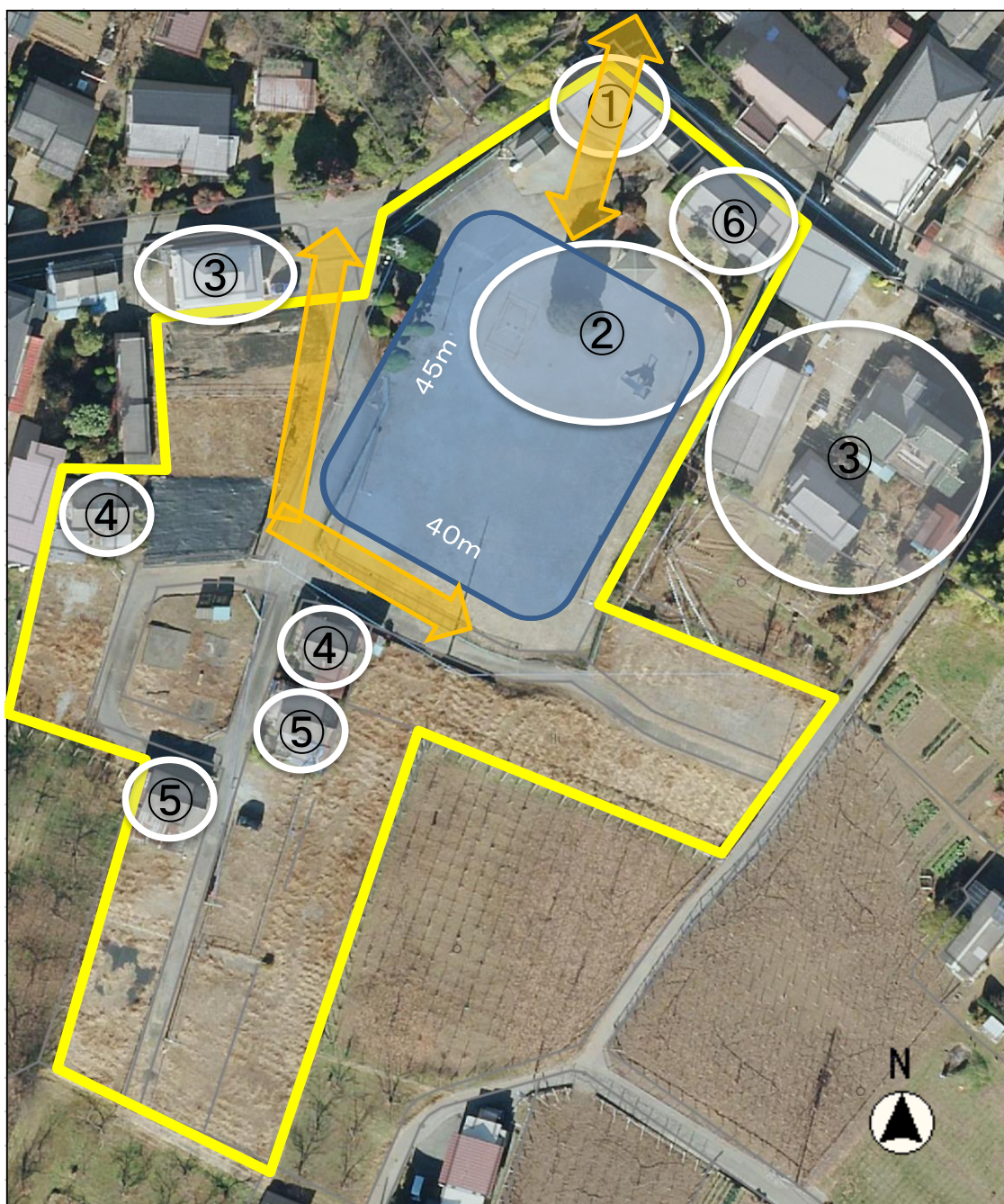
条件 1	施設を配置可能な形状で用地面積が 6,000 m ² 以上の市有地 ⇒施設配置可能な形状であり、用地面積約 8,600 m ²
条件 2	給食を給食開始時間までに各学校に配送できる場所 ⇒芦川小学校まで 13km20 分、御坂東小学校まで 6km11 分
条件 3	電気や上下水道等のインフラが整備されている場所 ⇒電気と上下水道あり、周辺道路幅員 4m～5m
条件 4	災害危険性が低い場所 ⇒ハザードマップの該当なし



5 新学校給食センター建設予定地



- ①市役所書庫（解体予定） ②八代南森之上多目的広場 ③近隣住宅2軒
 ④市営住宅2軒 ⑤解体済み市営住宅2軒 ⑥森之上地区公民館



議案第1号（6月）

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和 5 年 笛吹市条例第 100 号) 笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	食物アレルギー等のため、学校給食において牛乳以外の昼食の一部を用意する保護者を、補助金の交付対象者とするため、所要の改正を行う。
概要	現在、物価高騰対策として、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで学校給食費の無償化を実施している。 学校給食では 5 品目(主食、おかず、汁物、デザート及び牛乳)を児童生徒に提供しているところ、食物アレルギー等のため保護者が昼食を用意する場合、本補助金の交付対象となるのは、5 品目全てを用意した保護者のみとなっている。 しかし、一部の品目のみを用意した場合も保護者に負担が発生していることから、保護者の経済的負担軽減という本要綱の趣旨に照らし、当該場合の保護者も補助金の交付対象に加える。 ただし、従前から牛乳の提供を停止した際には、年度末に徴収した学校給食費から牛乳代を返金していたことを踏まえ、牛乳を補完する飲料のみを用意する場合は、引き続き補助金の交付対象外とする。
経過	令和 5 年度においては、5 品目のうち一部の品目のみを用意している保護者は 92 人おり、そのうち牛乳を補完する飲料のみを用意している保護者は 29 名となっている。 また、令和 6 年度には、食物アレルギーにより牛乳のみ提供を受け、他 4 品目を持参する児童も市内学校に入学している。
関係 法令	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号) 笛吹市学校給食費徴収規則(令和 3 年規則第 17 号)
予算 措置	令和 6 年度当初予算計上 19,445 千円
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金
交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱
(令和 5 年笛吹市告示第 100 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号ただし書を次のように改める。

ただし、牛乳を補完する飲料のみを用意する保護者は、対象としない。

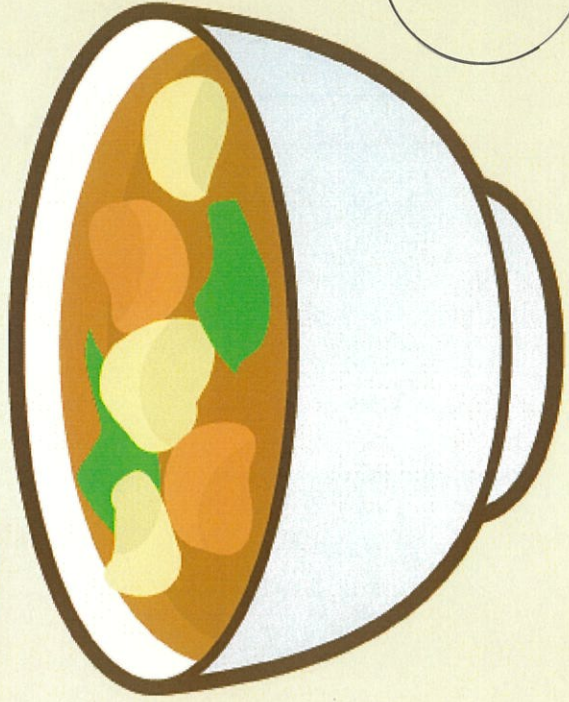
附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市義務教育諸学校児童生徒
学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適
用する。

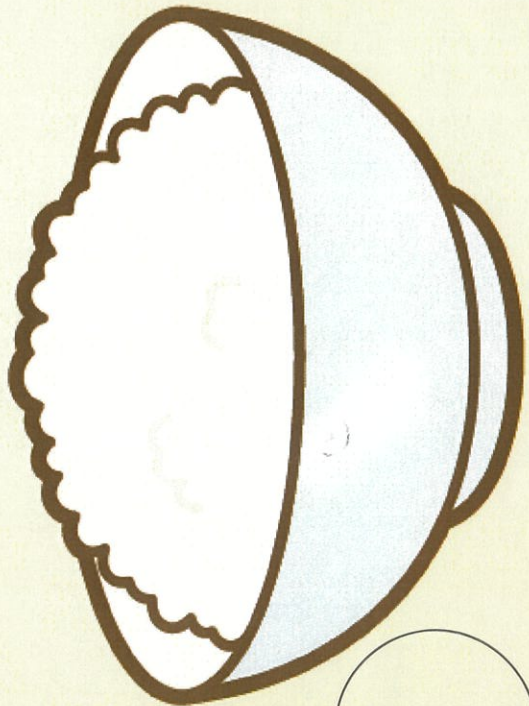
笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱(令和5年笛吹市告示第100号)新旧対照表

改正案	現行
(補助金の交付対象者) 第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 笛吹市立小中学校に通学する児童生徒であって、食物アレルギー等のため学校給食の提供を受ける代わりに昼食を用意することを校長が認めるものの保護者。<u>ただし、牛乳を補完する飲料のみを用意する保護者は、対象としない。</u> (3) (略)	(補助金の交付対象者) 第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 笛吹市立小中学校に通学する児童生徒であって、食物アレルギー等のため学校給食の提供を受ける代わりに昼食を用意することを校長が認めるものの保護者。<u>ただし、保護者が学校給食の一部を補完する主食又は副食のみを用意する場合は対象としない。</u> (3) (略)

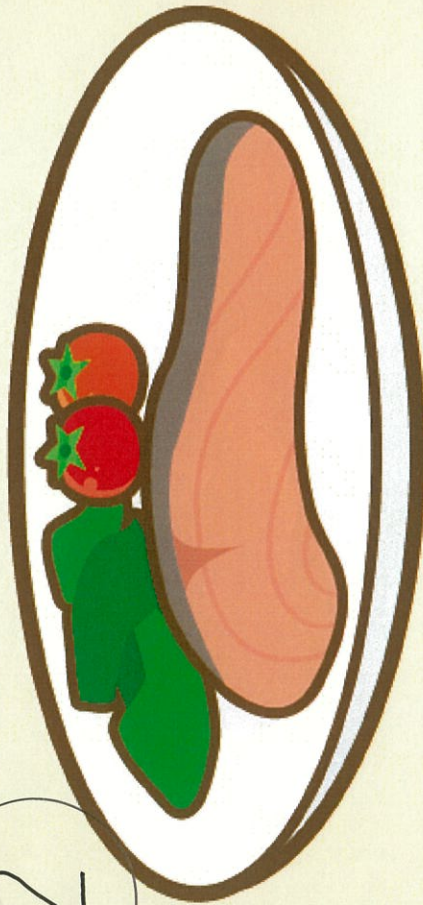
3



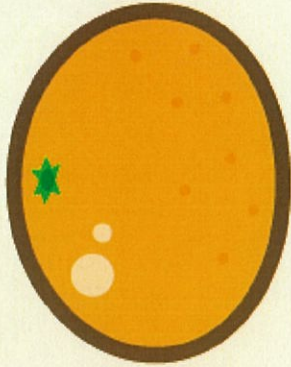
1



2



4



5



議案第2号（6月）

令和7年度県教育施策及び予算に関する
要望書について

教育総務課・学校教育課

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

NO	R6要望(R7施策・予算)	R5回答	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
3	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 3 教職員等の定数・配置の改善について 複雑化・多様化した教育課題に対応していくために、教職員定数の見直しは喫緊の課題であり、学校運営の実態に合わせ、正規教職員の増員、特別支援教育などへの加配を含む新たな教職員定数改善計画の策定及び標準法に基づく教職員の標準定数の増員を国へ働きかけるよう要望します。 特に次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 小学校教育活動及び外国語科に対応するALT配置事業へ積極的な財政支援、及び、免許を保有する英語専科教員の全校配置。	小学校における専科指導の充実については、教職員定数の改善により対応しており、今後も教職員定数改善の中で国へ要望して参ります。 また、ALTの配置についても、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。同時に、英語免許ならびに英語の資格を有する受検者を確保するため、各大学に働きかけて参ります。 ALT配置事業については、雇用にかかわる財政支援の充実について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。	特に小学校においては、担任以外の教員がほばいない状況である。多様化する教育課題に対して、学校運営の実態に合わせて対応できる教員の増員は必要である。
12	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 3 教職員等の定数・配置の改善について (10) 食中毒防止対策、食物アレルギーへの児童生徒に対する個別対応、学校給食における食育の推進、地産地消の普及等に対応するための栄養教諭、学校栄養職員の定数拡大。	栄養教諭及び学校栄養職員については、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、今後とも定数改善を国に対して要望して参ります。	食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にあり、学校給食の提供に当たってもきめ細かな対応が急務となっている。除去食等の対応を行うことを考えると栄養教諭、栄養職員の定数拡大は急務だといえる。
20	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 8 学習指導員及びスクール・サポート・スタッフ配置に伴う財政支援について 学校教育活動の充実と働き方改革を実現するため、多様な外部人材が学校の教育活動に参画する、学力向上支援スタッフおよびスクール・サポート・スタッフの継続的な配置は、学校現場にとって必要不可欠となっています。 しかし、要望通りの国庫補助額でないため、市町村に多額の負担が生じておりますので、国庫補助の増額及び事業の継続を国へ働きかけるよう要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。 県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。 このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	市町村では、国の制度にのっとって、配置を行ってきた。国の補助が減っている状況でも学校教育の現状を考えると継続的な配置の必要性を感じ、市町村では多額の負担が生じている現状がある。国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。
26	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 ICTの環境整備支援について GIGAスクール構想の確実な推進のため、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。また、令和6年度までとなっている地方財政措置を令和7年度以降も継続されるよう国へ働きかけるよう要望します。 (1) 端末利用のための保守管理・故障対応等の維持費、消耗品費、端末更新費用及び各種ソフトウェア購入・更新費用・通信費用などの国庫補助による継続的な財政措置。 また、各自治体や保護者が用意する場合の新たな補助制度の創設。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、ICT環境の整備について、令和7年度以降も十分な財政措置を講ずるよう要望しております。 また、GIGAスクール構想の着実な推進に必要な保守管理経費の負担軽減、ソフトウェア整備、更新等の費用及び高等学校における端末更新の費用などについて、必要な財政措置を講ずるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	GIGAスクール構想に基づき、児童生徒、教師の端末整備、校内通信ネットワーク、大型提示装置の整備や個別最適化に対応するための財政措置、ICT支援員に係る人件費等、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。新たな補助制度を含む、国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。
41	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 19 教科書改訂に伴う指導書購入に関する財政支援について 教科書改訂に伴う指導書の購入は、消耗品であることや採択ごとに内容が変わることから、その都度相当額の予算を計上しておりますが、教科・学年ごとに発行されており、更に通常の書籍に比べ高価であるため、購入に関する財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源を保障するよう、今後も引き続き全国教育長協議会等を通じて国に要望して参ります。	教科書改訂に伴う指導書の購入に関して、近年特別支援学級の増加等の現状や、デジタル教科書の導入により、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。購入に関する財政支援を強く要望する。

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

NO	R6要望(R7施策・予算)	R5回答	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
68	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (7) 教職員の確保と適切な配置について 令和4年度末の人事異動作業の過程の中で、県内100名に及び欠員がでており、令和5年度に入っても欠員状況の改善が見られない現状であります。今年度末の人事異動に向けて作業を確実に進め、教職員の配置と確保を万全なものにし、欠員が生じないよう要望します。	学校現場への不足人材の確保は、本県のみならず全国的な課題となっています。そうした状況への対応として、臨時的任用教職員の募集方法の改善、臨時的任用教職員選考検査の前倒し、教員選考検査不通過者の臨時的任用教職員への任用推進の工夫等に取り組んでいます。今後も制度の改善を進めるとともに、各地域・学校の状況を把握しながら人材確保と配置に努めて参ります。	今年度も地域によっては常勤勤務の欠員が生じているという現状と非常勤については全県的に欠員が生じている現状を鑑みると教職員の配置と確保を万全なものにし、欠員が生じないよう要望します。
77	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (14)「少人数学級」の堅持と拡大について 25人学級の小学4年生までの拡大や、アクティブ加配の「はぐくみプラン該当基準」改訂など、要望に対する速やかな対応に感謝申し上げます。個に応じたきめ細やかな指導をより一層充実するため、次の事項を要望します。 ① 25人学級について、教員が充足している状態での他学年への拡大。また、小学校5、6年生に関する検討について、市町村で諸準備を行うため、早い段階でのロードマップの提示。	小学校5年生以降の少人数教育の在り方については、令和6年度に検討する予定です。導入計画についても、可能な限り早くお示しできるよう検討して参ります。	きめ細やかで質の高い教育を実現するためには少人数での指導は大切であるが、ここ数年の状态的な教員不足の影響により、教員の未配置が生じている現状がある。必要教員数の確かな算出のもとでの制度となるよう要望します。
84	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (17) 複式学級の解消について 県独自の施策として、国の学級編制の標準を緩和し、複式学級の解消に努めていただいておりますが、小規模校での教育水準の維持向上を図るため、県独自の取り組みを強化していただくよう、次の事項を要望します。 ① 県独自の施策として、二の学年の児童で編成する学級基準を12人としているが、10人以下への引き下げ。	複式学級の解消については、県独自の施策として小学校1年生を含む複式の解消、飛び複式の解消、中学校の複式の解消、他の複式については、12人以下で複式学級を編制するなど、国の学級編制の標準を緩和し、複式学級の解消に努めております。 今後については、県単独措置だけでは限界があることから、国に対して複式学級編制基準の改善を要望して参ります。	小規模校の複式学級の解消は、教育水準の維持、向上のため必要不可欠だといえます。学級基準の引き下げや加配措置など県独自の取り組みの強化を要望します。
99	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 3 学校給食の充実について (1) 食物アレルギーをもつ児童生徒の対応について 食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置を要望します。 また、調理員が別室で個別に調理を行う必要があり、その分の経費が市町村の負担となっているため、県の財政支援を要望します。	栄養教諭について県独自の配置は、財政上極めて困難であります。食物アレルギーへの対応や食教育の重要性も踏まえて、今後とも配置基準の緩和や増員を国に要望して参ります。	食物アレルギーを有する児童生徒数は年々増加傾向にあり、学校給食提供に当たってのきめ細やかな対応は急務となっている。食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置を要望します。 また、調理員が別室で個別に調理を行う必要があり、その分の経費が市町村の負担となっているため、県の財政支援を要望します。
110	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 7 ICT教育の整備支援について ② 端末や校内ネットワークの維持更新、セキュリティ及び通信に係る経費について、県による持続的な財政支援。 また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等の追加整備費用等の財政措置。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、大型提示装置等の周辺機器整備や今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強、継続的かつ十分な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。	端末や校内通信ネットワーク機器、大型提示装置、教師用タブレットの整備や維持更新、セキュリティ及び通信に係る経費について多額の費用がかかり大きな負担となっています。県による持続的な財政措置を含めた支援を要望します。 また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等の追加整備費用等の財政措置についても要望します。
118	Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項 10 学力向上支援スタッフ及びスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金について 国から県に対する国庫補助金の予定額や予算上の制約により補助金の内示額が、市町村の事業申請を大きく下回り、今般の内示された補助金では、当初計画した支援スタッフ等の配置が非常に厳しくなりました。国の要綱通り市町村に負担を求めない県の財政支援をしていただき、国補が減額された場合であっても、安定してスタッフを配置できるよう、県において減額分が補填されるような新たな補助制度の創設について要望します。 また、本事業のような特殊な補助事業については、市の当初予算要望に組み込めるような迅速な対応と丁寧な説明を要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。 県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。 また、県では、国の概算要求や予算案の内容を速やかに市町村の担当者に情報提供しているところですが、 なお、今後国から内示があった際は、速やかに市町村に連絡し、市町村において事業に取り組んでいただけるよう説明して参ります。 このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	国庫補助金の予定額や予算上の制約により補助金の内示額が、市町村の事業申請を大きく下回り、内示された補助金では、現状維持も困難な状況です。国の要綱通り市町村に負担を求めない県の財政支援をしていただき、国補が減額された場合であっても、安定してスタッフを配置できるような制度の創設について要望します。

議案第3号（6月）

笛吹市教育委員会の権限に属する事務
の一部を委任する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課
総合政策部 政策課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会規則第 号) 笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則
	(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会設置要綱
趣旨 目的	本市の文化施設について、それぞれの施設の役割を明確にし、政策的見地を含めた文化施設全体の在り方を検討するため、笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を総合政策部長に委任する。 市の文化施設について、将来を見据えた望ましい文化施設の在り方に関する検討をするため、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会を設置する。
概要	1 本市文化施設の今後の管理運営について教育分野のみならず、総合的に取り組むため、教育委員会から総合政策部長に事務を委任する。 2 文化施設の在り方について検討する委員会を次のとおり設置する。 (1) 委員 学識経験者、関係団体の代表者、市職員等をもって 15 人以内で組織する。 (2) 委員の任期 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長への報告の完了日まで
経過	令和3年3月に策定した個別施設計画(文化施設編)の管理に関する基本方針では、「展示については、各施設で差別化を図っていく。例えば、土器は釈迦堂遺跡博物館での展示、民具や書籍等は八代郷土館、美術品は春日居郷土館など特色を持たせた展示を目指す。」としている。 また、令和5年12月8日、令和5年笛吹市議会第4回定例会の一般質問「笛吹市博物館(春日居郷土館)と笛吹市青楓美術館の統合について」に対し、本市の文化施設全体の在り方について、検討委員会などを設置して検討していくことを答弁した。 以上のことから、令和6年4月26日の市長課題協議において本市文化施設に係る施策についての在り方を検討する委員会を設置する了承を得た。
関係 法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)
予算 措置	なし
その 他	

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち文化施設の在り方に関する検討に係る事務を総合政策部長に委任する。

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、市長と協議して前条の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料（市長部局で制定）

笛吹市告示第 号

笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 市の文化施設について、将来を見据えた望ましい文化施設の在り方に関する検討をするため、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市の文化施設の在り方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前条各号に掲げる事項について指導及び助言を求めるため、委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から報告の完了日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

【参考】教育委員会が所管する事務を市長部局で管理・執行する方式

区分		内容
職務権限の特例 (市長に教育委員会の事務を移管する)	根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項
	方式	条例の制定(教育委員会への意見聴取が必要)
	効果	市長が事務の管理執行権を有し、法的効果も市長に帰属する(教育委員会には事務の管理執行権がなくなる)
	指揮監督	職員は、市長の指揮監督を受ける
事務委任 (市長部局の職員に教育委員会の事務を委任する)	根拠	地方自治法第180条の7
	方式	市長と教育委員会との協議
	効果	教育委員会の委任を受けた市長部局の職員が事務の管理執行権を有し、法的効果は教育委員会に帰属する
	指揮監督	事務委任に関する事務を執行する上では、事務の委任を受けた職員の指揮監督を受ける
補助執行 (市長部局の職員に教育委員会の事務を補助執行させる)	根拠	地方自治法第180条の7
	方式	市長と教育委員会との協議
	効果	教育委員会が事務の管理執行権を有し、法的効果も教育委員会に帰属する
	指揮監督	補助執行に関する事務を執行する上では、市長部局の職員であっても教育委員会の指揮監督を受ける